

訓 令 名	理 由	要 旨
奈良県教育委員会週報発行規程を廃止する訓令	業務の見直しにより、週報を廃止することとしたため。	1 奈良県教育委員会週報発行規程を廃止する。 2 施行期日 令和5年4月1日から施行する。

奈良県教育委員会週報発行規程を廃止する訓令（案）

奈良県教育委員会週報発行規程（昭和三十三年十二月奈良県教育委員会教育長訓令甲第一号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

○奈良県教育委員会週報発行規程

昭和三十三年十二月二十三日

奈良県教育委員会教育長訓令甲第一号

改正 昭和三十六年七月二一日教育長訓令甲第一号

昭和四十九年八月六日教育長訓令甲第一〇号

平成十一年三月二三日教育長訓令第二号

平成十五年三月三一日教育長訓令第五号

平成一六年三月三〇日教育長訓令第三号

平成二〇年三月三一日教育長訓令第一五号

平成二二年三月三一日教育長訓令第六号

奈良県教育委員会事務局

奈良県教育委員会週報発行規程を次のように定める。

奈良県教育委員会週報発行規程

第一条 奈良県教育委員会の文書を施行するため、この規程の定めるところにより、奈良県教育委員会週報(電磁的記録により作成する場合は当該電磁的記録を含む。以下「週報」という。)を発行する。

(平一六教育長訓令三・一部改正)

第二条 週報に登載して施行する文書は、市町村教育委員会若しくは教育長又は学校の長にあてた文書(特別の取扱を要するものを除く。)で、委員会名若しくは教育長名をもつて施行する文書又は企画管理室長が特に必要と認めたものとする。

(昭三六教育長訓令甲一・昭四九教育長訓令甲一〇・平一五教育長訓令五・平二〇教育長訓令一五・平二二教育長訓令六・一部改正)

第三条 週報の発行日は、企画管理室長がこれを定める。

(平一一教育長訓令二・全改、平一五教育長訓令五・平二〇教育長訓令一五・平二二教育長訓令六・一部改正)

第四条 週報に登載する文書は、その原稿を主務課において作成し、発行定日の三日前正午までに企画管理室長に送付しなければならない。

(昭三六教育長訓令甲一・平一一教育長訓令二・平一五教育長訓令五・平二〇教育長訓令一五・平二二教育長訓令六・一部改正)

第五条 企画管理室長は、前条の規定による原稿の送付を受けたときは、年月日、番号その他必要事項を記入し、週報発行の手続をとらなければならない。

(昭三六教育長訓令甲一・平一五教育長訓令五・平二〇教育長訓令一五・平二二教育長訓令六・一部改正)

第六条 週報の仮印刷の校合は、企画管理室において行うものとする。ただし、複雑なもの又は特に形式に注意を要するものについては主務課が行うものとする。

(昭三六教育長訓令甲一・平一五教育長訓令五・平二〇教育長訓令一五・平二二教育長訓令六・一部改正)

附 則

この訓令は、昭和三十四年一月一日から施行する。

附 則(昭和三六年教育長訓令甲第一号)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程施行の際現に用いられている履歴書については、当分の間、なお、引き続きこれを用いることができる。

改正文(昭和三九年教育長訓令甲第一〇号)抄

昭和三十九年九月一日から施行する。

改正文(平成十一年教育長訓令第二号)抄

平成十一年四月一日から施行する。

改正文(平成一五年教育長訓令第五号)抄

平成十五年四月一日から施行する。

改正文(平成一六年教育長訓令第三号)抄

平成十六年四月一日から施行する。

改正文(平成二〇年教育長訓令第一五号)抄

平成二十年四月一日から施行する。

改正文(平成二二年教育長訓令第六号)抄

平成二十二年四月一日から施行する。